



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年8月26日火曜日 第1486号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則.....	913
告 示	
新たに生じた土地の確認（中島町）.....	913
字の区域の変更（＃）.....	913
新たに生じた土地の確認（中島町）.....	914
字の区域の変更（＃）.....	914
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	914
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	916
地籍調査の成果の認証.....	917
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	917
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	918
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	919
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	919
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	919
公共測量の終了の通知.....	920

任 免 辞 令

地方労働委員会任免辞令.....	920
------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第58号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第47条の見出し中「非漁民等」を「遊漁者等」に改め、同条第1項第5号を次のように改める。

(5) 徒手採捕

第49条の見出し中「てい泊命令」を「停泊命令」に改め、同条第1項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「てい泊港及びてい泊期間」を「停泊港及び停泊期間」に、「船舶のてい泊」を「漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第50条第1項中「に係る船舶」を「を受けた者」に改め、「ときは、当該」の下に「漁業の許可を受けた者の使用に係る」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第51条の見出し中「てい泊命令」を「停泊命令」に改め、同条第1項中「船舶が当該」を「漁業者が」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「船舶により漁業を営む者又は当該」を「漁業者又は当該漁業者の使用に係る」に、「行なう

」を「行う」に、「てい泊港及びてい泊期間」を「停泊港及び停泊期間」に、「てい泊を」を「停泊を」に改める。

第53条第2項を次のように改める。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

- (1) 様式第14号による信号旗Lを掲げる。
- (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。
- (3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

第53条第3項中「長声」を「長音」に、「約4秒時から6秒時までの音響又はせん光」を「約3秒間継続する吹鳴又は投光」に、「短声」を「短音」に、「約1秒時の音響又はせん光」を「約1秒間継続する吹鳴又は投光」に改める。

様式第14号中「様式第14号」を「様式第14号（第53条関係）」に改め、同様式備考2中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1739号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
中島町大字二神甲570の1、甲571の6、甲572の3、甲573の2、甲636の2、甲637の2、甲638及び甲640の地先	534.08
中島町大字二神甲459の16、甲570の1及び乙182の2の地先	55.37

○愛媛県告示第1740号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字二神	中島町大字二神甲570の1、甲571の6、甲572の3、甲573の2、甲636の2、甲637の2、甲638及び甲640の地先公有水面埋立地	534.08
	中島町大字二神甲459の16、甲570の1及び乙182の2の地先公有水面埋立地	55.37

○愛媛県告示第1741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
中島町大字睦月甲1083の12、甲1083の13、甲1098、甲2192の1、甲2192の7、甲2192の8、甲2194の1から甲2194の3まで、甲2194の14から甲2194の17まで、甲2194の20及び甲2194の21の地先	7 210 24

○愛媛県告示第1742号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大字睦月	中島町大字睦月甲1083の12、甲1083の13、甲1098、甲2192の1、甲2192の7、甲2192の8、甲2194の1から甲2194の3まで、甲2194の14から甲2194の17まで、甲2194の20及び甲2194の21の地先公有水面埋立地	7 210 24

○愛媛県告示第1743号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 工場・事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社別子事業所磯浦工場

新居浜市磯浦町17番地3号

3 特定施設に関する事項

電解めっき設備No.X

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1時間当たり100メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～5 最大 2～5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 9 最大 11
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 357 最大 408	

備考 No.2、No.3排水処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設置年月日	平成13年5月15日
処理施設の種類	化学処理+物理処理
処理施設の型式	中和+凝集沈殿
処理施設の構造	ポリエチレン製及びステンレス製他
処理施設の主要寸法	中和槽：直径1.55メートル 高さ2.0メートル×2基 凝集槽：直径1.8メートル 高さ2.4メートル×2基 ろ過器：縦1.0メートル 横1.0メートル 長さ4.9メートル pH調整槽：直径1.5メートル 高さ2.0メートル×2基
処理施設の能力	1日当たり1,000立方メートル処理

汚水等の処理の方式		中和 + 凝集沈殿	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~10 最大 1~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 8.3	通常 7.4 最大 8.3
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 11 最大 11
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 662 最大 798	通常 662 最大 798

(2) No.2 汚水処理施設

設 置 年 月 日		平成13年 8月31日	
処 理 施 設 の 種 類		化学処理	
処 理 施 設 の 型 式		中和方式	
処 理 施 設 の 構 造		ポリエチレン製他	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		pH調整槽：直径 1.5メートル 高さ 1.6メートル pH調整槽：直径 1.9メートル 高さ 2.0メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり1,000立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		中和方式	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~10 最大 1~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.5 最大 8.7	通常 7.5 最大 8.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 250	通常 50 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 11 最大 11
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.9 最大 9.8	通常 5.9 最大 9.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 788 最大 893	通常 788 最大 893

(3) No.3 汚水処理施設

設 置 年 月 日		平成13年 8月31日	
処 理 施 設 の 種 類		化学処理 + 物理処理	
処 理 施 設 の 型 式		イオン交換 + ろ過	
処 理 施 設 の 構 造		ポリエチレン製他	
処 理 施 設 の 主 要 寸 法		純水製造装置：縦 4.0メートル 横 2.0メートル 高さ 2.8メートル 純水製造装置：縦 6.8メートル 横 2.0メートル 高さ 2.5メートル × 2 原 水 槽：直径 2.3メートル 高さ 3.3メートル 原 水 槽：直径 2.7メートル 高さ 3.7メートル 再生廃液貯槽：直径 2.85メートル 高さ 5.5メートル 再生廃液貯槽：直径 2.94メートル 高さ 5.2メートル × 2 再生廃液貯槽：直径 2.9メートル 高さ 6.5メートル ろ 過 器：縦 1.0メートル 横 1.0メートル 高さ 4.9メートル × 2 ろ 過 器：縦 0.39メートル 横 0.39メートル 高さ 0.63メートル	
処 理 施 設 の 能 力		1日当たり3,200平方メートル処理	
汚水等の処理の方式		イオン交換 + ろ過	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.5~3.5 最大 2.5~3.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.1 最大 7.7	通常 6.1 最大 7.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 250	通常 50 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11 最大 11	通常 11 最大 11
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 16 最大 28	通常 16 最大 28
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,700 最大 1,924	通常 198 最大 209

(4) No.4 汚水処理施設
変更無し。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 7.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 18
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,886 最大 3,453

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1744号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 工場・事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社別子事業所磯浦工場
新居浜市磯浦町17番地3号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第

1 第27号イ及びヌ、第62号イ及びホ、第65号並びに第66号
4 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用方法及び排出水の汚染状態及び量の変更

5 特定施設に関する事項

(1) 無電解めっき設備No.II

	変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たり使用時間	12時間	20時間
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 68 最大 82	通常 132 最大 140

備考 No.2 排水処理施設で処理する。

(2) 無電解めっき設備No.III

	変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たり使用時間	12時間	20時間
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 23 最大 28	通常 73 最大 78

備考 No.2 排水処理施設で処理する。

(3) 電解めっき設備No.VIII

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 420 最大 480	通常 315 最大 360

備考 No.2、No.3 排水処理施設で処理する。

(4) 電解めっき設備No.IX

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 420 最大 480	通常 357 最大 408

備考 No.2、No.3 排水処理施設で処理する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 792 最大 939	通常 662 最大 798

(2) No.2 汚水処理施設

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 668 最大 767	通常 788 最大 893

(3) No.3 汚水処理施設

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 176 最大 187	通常 198 最大 209

(4) No.4 汚水処理施設
変更無し。

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び
最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 896 最大 3 468	通常 2 886 最大 3 453

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1745号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
新居浜市	肉淵、芋野	平成13年度から 平成14年度まで	新居浜市の 地籍図及び地籍簿
丹原町	大字鞍瀬の 一部	平成13年度から 平成14年度まで	丹原町の 地籍図及び地籍簿
松前町	大字上高柳	平成13年度から 平成14年度まで	松前町の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成15年 8月26日

○愛媛県告示第1746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 易 義 光	新居浜市田の上1丁目12番地21
"	岡 部 豊 茂	新居浜市高田1丁目7番地57
"	永 易 金 吾	新居浜市田の上1丁目18番地22
"	永 易 正 男	新居浜市松神子2丁目7番地31
"	村 上 滋	新居浜市松神子2丁目3番地28
"	村 上 勝 利	新居浜市又野1丁目8番地39
"	佐々木 恒 一	新居浜市垣生4丁目7番地15
"	伊 藤 覚	新居浜市垣生4丁目14番地1

監 事	岡 部 眞佐明	新居浜市垣生4丁目4番地8
"	岩 崎 靖	新居浜市田の上2丁目11番地42

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 易 義 光	新居浜市田の上1丁目12番地21
"	岡 部 豊 茂	新居浜市高田1丁目7番地57
"	永 易 金 吾	新居浜市田の上1丁目18番地22
"	永 易 正 男	新居浜市松神子2丁目7番地31
"	永 易 一 男	新居浜市松神子2丁目15番地30
"	佐々木 恒 一	新居浜市垣生4丁目7番地15
"	伊 藤 覚	新居浜市垣生4丁目14番地1
監 事	岡 部 眞佐明	新居浜市垣生4丁目4番地8
"	岩 崎 靖	新居浜市田の上2丁目11番地42
"	村 上 滋	新居浜市松神子2丁目3番地28

○愛媛県告示第1747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、周桑郡小松町第一土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 隆 市	周桑郡小松町大字南川甲157番地第1
"	堀 江 幸 二	周桑郡小松町大字新屋敷甲1884番地
"	松 田 榮 一	周桑郡小松町大字新屋敷甲255番地
"	近 藤 虎 吉	周桑郡小松町大字新屋敷甲451番地
"	尾 上 雄 二	周桑郡小松町大字新屋敷甲1879番地2
"	井 上 正 章	周桑郡小松町大字新屋敷甲2301番地1
"	河 淵 清 孝	周桑郡小松町大字新屋敷甲687番地
"	岡 田 實	周桑郡小松町大字新屋敷甲2400番地
"	高 木 重 忠	周桑郡小松町大字南川甲156番地の1
"	首 藤 孟 弘	周桑郡小松町大字南川甲251番地
"	原 光 正	周桑郡小松町大字新屋敷甲106番地2
"	桑 原 廣 吉	周桑郡小松町大字新屋敷甲564番地1
"	安 部 寅 雄	西条市水見乙1968番地の2
監 事	谷 口 旺	周桑郡小松町大字南川甲263番地
"	松 田 敏 宏	周桑郡小松町大字新屋敷甲45番地の3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 隆 市	周桑郡小松町大字南川甲157番地第1
"	堀 江 幸 二	周桑郡小松町大字新屋敷甲1884番地
"	松 田 榮 一	周桑郡小松町大字新屋敷甲255番地

"	近 藤 虎 吉	周桑郡小松町大字新屋敷甲451番地
"	尾 上 雄 二	周桑郡小松町大字新屋敷甲1879番地2
"	井 上 友 正	周桑郡小松町大字新屋敷甲2289番地の2
"	藤 原 清 広	周桑郡小松町大字新屋敷甲2189番地の1
"	伊 藤 孝 博	周桑郡小松町大字新屋敷甲110番地の1
"	高 木 重 忠	周桑郡小松町大字南川甲156番地の1
"	今 井 純 清	周桑郡小松町大字南川甲96番地
"	河 淵 福 馬	周桑郡小松町大字新屋敷甲463番地の1
"	桑 原 廣 吉	周桑郡小松町大字新屋敷甲564番地1
"	安 部 寅 雄	西条市氷見乙1968番地の2
監 事	谷 口 旺	周桑郡小松町大字南川甲263番地
"	松 田 敏 宏	周桑郡小松町大字新屋敷甲45番地の3

○愛媛県告示第1748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久米北部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 徳 治	松山市鷹子町337番地
"	竹 本 心 一	松山市鷹子町乙402番地 1
"	竹 本 雄 志	松山市鷹子町乙402番地 1
"	竹 本 研 司	松山市鷹子町乙402番地 1
"	武 智 眞 一	松山市鷹子町271番地
"	片 岡 悦 郎	松山市東野 3 丁目 2 番地10
"	森 賢 二	松山市平井町688番地
"	石 橋 俊 則	松山市平井町1687番地
"	高 田 真 悟	松山市畑寺 1 丁目 4 番地11
監 事	野 中 俊 彦	松山市平井町3046番地
"	久 米 重 徳	松山市鷹子町511番地
"	沢 田 一 利	松山市正円寺 2 丁目11番地10

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 徳 治	松山市鷹子町337番地
"	竹 本 心 一	松山市鷹子町乙402番地 1
"	竹 本 雄 志	松山市鷹子町乙402番地 1
"	竹 本 研 司	松山市鷹子町乙402番地 1
"	武 智 眞 一	松山市鷹子町271番地
"	片 岡 悦 郎	松山市東野 3 丁目 2 番地10
"	森 賢 二	松山市平井町688番地
"	石 橋 俊 則	松山市平井町1687番地
"	高 田 真 悟	松山市畑寺 1 丁目 4 番地11
監 事	野 中 俊 彦	松山市平井町3046番地

"	久 米 重 徳	松山市鷹子町511番地
"	沢 田 一 利	松山市正円寺 2 丁目11番地10

○愛媛県告示第1749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、東予市東予土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 市 郎	東予市安用甲745番地の 1
"	越 智 喜代晴	東予市広岡410番地
"	越 智 孟 也	東予市石延114番地
"	近 藤 勉	東予市上市729番地
"	柳 瀬 利 治	東予市壬生川453番地の 1
"	寺 町 讓	東予市喜多台189番地の 1
"	秋 川 好 弘	東予市喜多台100番地
"	森 山 剛	東予市円海寺273番地の 1
"	秋 川 多 功	東予市明理川152番地
"	野 島 一 雄	東予市高田682番地の 1
"	越 智 勝 茂	東予市国安744番地
"	藤 岡 夏 兼	東予市新市604番地の 2
"	志 賀 英 穂	東予市高田299番地
"	平 塚 喜 一	東予市周布1351番地
"	横 江 政 雄	東予市周布1553番地
"	二 神 健 訓	東予市周布458番地の 1
"	森 田 武 功	東予市吉田584番地
監 事	鎌 田 明	東予市安用出作150番地の 1
"	藤 原 光 義	東予市高田726番地の 1
"	日 野 誠 司	東予市吉田250番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 市 郎	東予市安用甲745番地の 1
"	大 澤 孝 志	東予市安用甲972番地
"	越 智 孟 也	東予市石延114番地
"	近 藤 勉	東予市上市729番地
"	矢 野 賢 一	東予市壬生川587番地の 1
"	寺 町 讓	東予市喜多台189番地の 1
"	藤 原 幹 雄	東予市喜多台205番地
"	森 山 剛	東予市円海寺273番地の 1
"	秋 川 多 功	東予市明理川152番地
"	野 島 一 雄	東予市高田682番地の 1
"	黒 河 光 雄	東予市桑村376番地の 3
"	藤 岡 夏 兼	東予市新市604番地の 2
"	志 賀 英 穂	東予市高田299番地
"	森 田 武 功	東予市吉田584番地
"	横 江 政 雄	東予市周布1553番地
"	二 神 健 訓	東予市周布458番地の 1

〃	平塚喜一	東予市周布1351番地
監事	大西政光	東予市安用甲636番地
〃	藤原光義	東予市高田726番地の1
〃	日野誠司	東予市吉田250番地

○愛媛県告示第1750号

重信町樋口土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・日吉谷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・日吉谷地区）計画書の写し
- (2) 重信町樋口土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年8月27日から9月25日まで

3 縦覧場所

重信町役場

○愛媛県告示第1751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、周桑郡丹原町大字高松、関屋地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- 県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業・高松・関屋地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成15年8月27日から9月25日まで

3 縦覧場所

丹原町役場

○愛媛県告示第1752号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、内海村役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

南宇和郡内海村魚神山206番から同179番3に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から29点までを順次直線で結んだ線並びに29点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T・P+0.90メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村魚神山小学校北側護岸に設置された金属鈹）は、北緯33度02分59秒、東経132度24分29秒の地点

1点は、基点から真北13度56分16秒134.16メートルの地点

2点は、1点から真北64度53分07秒0.53メートルの地点

3点は、2点から真北154度50分41秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北156度42分23秒9.73メートルの地点

5点は、4点から真北158度48分44秒7.39メートルの地点

6点は、5点から真北153度06分38秒7.90メートルの地点

7点は、6点から真北155度59分57秒5.47メートルの地点

8点は、7点から真北160度02分12秒5.71メートルの地点

9点は、8点から真北166度18分29秒3.07メートルの地点

10点は、9点から真北165度21分21秒2.90メートルの地点

11点は、10点から真北170度33分52秒2.46メートルの地点

12点は、11点から真北174度49分24秒3.78メートルの地点

13点は、12点から真北179度26分16秒3.06メートルの地点

14点は、13点から真北186度01分54秒3.43メートルの地点

15点は、14点から真北191度50分54秒4.53メートルの地点

16点は、15点から真北202度47分08秒8.25メートルの地点

17点は、16点から真北211度43分47秒6.02メートルの地点

18点は、17点から真北217度42分36秒5.76メートルの地点

19点は、18点から真北222度06分06秒5.51メートルの地点

20点は、19点から真北 225 度19分36秒8 81メートルの地点

21点は、20点から真北 223 度48分50秒3 62メートルの地点

22点は、21点から真北 133 度50分54秒3 91メートルの地点

23点は、22点から真北 223 度51分15秒2 90メートルの地点

24点は、23点から真北 223 度49分52秒 20.00メートルの地点

25点は、24点から真北 223 度49分25秒 12.71メートルの地点

26点は、25点から真北 313 度51分21秒1 59メートルの地点

27点は、26点から真北 223 度49分58秒7 29メートルの地点

28点は、27点から真北 223 度50分10秒2 82メートルの地点

29点は、28点から真北 225 度59分13秒3 98メートルの地点

(3) 面積

1,094.25平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 1月11日 愛媛県指令12港第 543号

4 しゅん功認可年月日

平成15年 8月26日

○愛媛県告示第1753号

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、地域振興整備公団今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成15年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 公共測量（世界測地成果導入に伴う2・3級基準点の座標変換）

2 作業期間 平成15年 6月13日から
平成15年 7月31日まで

3 作業地域 今治市

任 免 辞 令

○地方労働委員会任免辞令

8月25日

青 山 保 子

宇都宮 純 一

川 東 英 子

白 石 喜 徳

山 下 泰 史

（以上公益委員）

内 堀 良 雄

木 原 忠 幸

黒 田 米 市

河 野 廣 美

松 本 修 次

（以上労働者委員）

池 内 義 直

西 川 信 一

西 村 洋

村 上 聖

渡 邊 一 志

（以上使用者委員）

愛媛県地方労働委員会委員に任ずる（各通）